

平成25年度 第1回江東区外部評価委員会

1 日 時 平成25年6月28日(金)
午後7時00分 開会 午後8時30分 閉会

2 場 所 江東区役所7階第72会議室

3 出席者

(1) 委員()は欠席

安 念 潤 司	木 村 乃
(藤 枝 聡)	大 塚 敬
(桑 田 仁)	(牧 瀬 稔)
山 本 かの子	梅 村 小百合
坂 井 優 子	田 中 真 司
吉 田 正 子	浦 田 清 美
澁 谷 勝 彦	

(2) 事務局出席者

政 策 経 営 部 長	寺 内 博 英
企 画 課 長	長 島 英 明
計 画 推 進 担 当 課 長	奥 村 健 治
財 政 課 長	武 田 正 孝

4 傍聴者数 0名

5 会議次第

1. 開会
2. 委員の紹介
3. 議題
 - (1) 委員長・副委員長の互選について
 - (2) 所掌事項について

- (3) 委員会の運営について
- (4) 小委員会の設置について
- (5) 行政評価システムの概要及び日程等について
- (6) 江東区の財政について
- (7) その他

4. 閉会

【配布資料】

- ・資料1 江東区外部評価委員会 委員名簿
- ・資料2 江東区外部評価委員会設置要綱
- ・資料3 江東区外部評価委員会について
- ・資料4 外部評価委員会の運営について（平成25年度）（案）
- ・資料5 江東区外部評価委員会の運営に関する取決め
- ・資料6 江東区行政評価システムについて
- ・資料7 平成25年度 行政評価のスケジュール
- ・資料8 江東区外部評価委員会 日程
- ・資料9 江東区の財政について
- ・参考1 施策評価シート 記入方法
- ・参考2 行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート 記入方法
- ・参考3 『計画の実現に向けて』ヒアリングについて（案）
- ・参考4 事業概要一覧（平成25年度 施策別）
- ・参考5 江東区データブック 2013

午後7時00分 開会

○事務局 それでは、定刻になりましたので、第1回の外部評価委員会を始めたいと思います。本日は第1回目の委員会という事で、委員長、副委員長が選任されるまでの間、事務局の方で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、本日は藤枝委員、牧瀬委員、桑田委員からご欠席のご連絡をいただいております。

それではまず、委員のご紹介をさせていただきたいと思います。お手元の資料1に、委員の名簿がございますので、ご参考にしていただきたいと思います。本年度より新たに委員になりましたのは、浦田清美委員、澁谷勝彦委員のお二人でございます。改めまして全員の紹介をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。恐縮ですが、お名前を呼ばれた委員の方はご起立をお願いいたします。上から順に申し上げます。安念潤司委員。

○安念委員 安念でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 木村乃委員。

○木村委員 木村です。よろしくお願いいたします。

○事務局 藤枝委員はご欠席です。大塚委員。

○大塚委員 大塚です。よろしくお願いいたします。

○事務局 桑田仁委員、牧瀬委員は、本日欠席でございます。山本かの子委員。

○山本委員 山本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 梅村小百合委員。

○梅村委員 梅村です。よろしくお願いいたします。

○事務局 坂井優子委員。

○坂井委員 坂井です。よろしくお願いいたします。

○事務局 田中真司委員。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 吉田正子委員。

○吉田委員 はい。吉田正子でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局 浦田清美委員。

○浦田委員 浦田です。よろしくお願いいたします。

○事務局 澁谷勝彦委員。

○澁谷委員 はい。澁谷勝彦と申します。去年、一昨年と、別の公募区民委員で勉強させ

ていただきました。今年一年、またこちらの方で、しっかり勉強させていただきたいと思っております。よろしくご指導ください。お願いします。

○事務局 ありがとうございます。なお、委員の皆様の委嘱につきましては、恐縮ですが、委嘱状を配付させていただいております。そちらをもちまして、委嘱に代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。次に、事務局の職員を紹介いたします。企画課長の長島でございます。

○企画課長 長島でございます。よろしくお願いします。

○事務局 計画推進担当課長の奥村でございます。

○計画推進担当課長 奥村でございます。よろしく願いいたします。

○事務局 財政課長の武田でございます。

○財政課長 武田です。よろしくお願いします。

○事務局 以上、事務局の職員になります。よろしく願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をお願いいたします。大変大量な資料をお渡しして恐縮ですが、そちらに配付した資料につきましては、会議次第の方に会議資料一覧がございます。右上に資料番号が打ってございますので、一覧とご照合いただきまして、確認をお願いしたいと思います。もし不足がございましたら、お申し付け願いたいと思います。

また、一覧にはございませんが、ご担当の施策の施策評価シート、担当の施策に関する参考資料、こちらを合わせて机上に配付しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題の方に入ります。議題の1番目、委員長、副委員長の互選についてです。本日は、平成25年度委員会の第1回という事で、委員長及び副委員長につきましては、外部評価委員会設置要綱に基づき、改めて選出していただく事になっております。事務局といたしましては、昨年度に引き続き、委員長を安念委員、副委員長を木村委員にお願いしたいと考えてございますが、いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。では早速、安念委員は委員長席、木村委員は副委員長席にご着席いただきまして、今後の進行は、安念委員長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○委員長 みなさんこんばんは。ご指名をいただきました、安念でございます。どうぞよろしく願いいたします。では、副委員長お願いします。

○副委員長 木村です。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ここから私が進行させていただきます。
議題2で所掌事項についてです、事務局よりご説明頂きます。

○事務局 それでは、資料2と3を使いまして、私から所掌事項につきまして、ご説明をさせていただきますと思います。

資料2は、江東区外部評価委員会設置要綱でございます。まず、資料2をご参照いただきたいと思えます。まず第1の設置ですが、江東区長期計画における施策の行政評価の実施にあたり、区民の視点に立った評価を行うため、設置をしたという事でございます。

続きまして、第3条組織でございます。委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員13名以内をもって組織する、という事で、学識経験者が7名以内、区民が6名以内になってございます。

続きまして、4条の任期でございます。委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする、ただし、再任を妨げないと言う事になってございます。

続きまして、第5条、委員長及び副委員長でございます。委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する、という事になってございます。

少し飛びまして7条、小委員会でございます。委員長が必要があると認める時は、委員会の会議に小委員会を置くことが出来る。

次のページに進んでいただきまして、第3項、小委員会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。また4項といたしまして、小委員会の委員長は、委員が互選する。こういうかたちになっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料の3にお移りいただきまして、外部評価委員会の目的、これは、先程要綱で説明したものと同じでございます。

続きまして、評価結果の取扱いという事でございます。外部評価委員会での評価を踏まえ、区は各施策に対する評価を行います。この評価結果に基づき、施策の実施のあり方の見直しを図り、必要に応じて予算等への反映を図る。

また、後ほどご説明をいたしますが、各所管の一次評価と外部評価委員会での評価を踏まえ、区として二次評価、最終評価を決めます。所掌事項につきましては以上でございます。

○委員長 この点につきまして、何かご質問はございますか。では、議題3にまいります。
委員会の運営についてご説明下さい。

○事務局 それでは、資料の4と5により、委員会の運営につきまして、ご説明をさせて

いただきたいと思います。

まず、資料の4をご参照いただきたいと思います。外部評価委員会の運営について、25年度（案）となっております。お二人の公募区民、新しい区民の方がいらっしゃいますが、基本的に昨年度と同様の進行を考えてございます。

まず一点目といたしまして、ヒアリングの30分前にご集合いただきまして、班で意見交換をしていただきたいと思いますと考えてございます。理由といたしましては、質問の割り振りや、調整等々による時間とお考え頂ければと思います。

続きまして、次のマルでございますが、ヒアリングでは、まず、施策の主管部長から、当該分野の現状と課題、今後の方向性及び23、24年度の行政評価に対する取り組み状況等のポイントについて5分以内で説明を行い、その後、委員との質疑を行うという事でございます。なお、1施策あたり1時間を基本としてヒアリングを行うもので、この辺りはまた後ほど参考資料などを用いまして、ご説明させていただきたいと存じます。

次にヒアリングに出席する説明者は、原則、施策主管部課長及び関係部課長とする。ただし、関係部課長は主管部課長が認める場合に限り、出席しないことを可とする。また、係長職員も、出席して発言する事が出来るという内容でございます。なお、昨年度からでございますけれども、各委員が自由に発言しやすいようにという事で、引き続き、マイクは手持ちマイクではなくて、集音マイクにさせていただきたいと考えてございます。

次のマルでございますが、各委員は、ヒアリング終了後、概ね3日後までにメールで外部評価シートを事務局まで提出していただきたいと思いますと思いますが、無理な場合は、ファックスでお願いできればと思います。なお事務局の担当者につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして、最後のマルでございますけれども、各委員から提出されました外部評価シート及びヒアリング中の議論等を基にいたしまして、小委員会で評価案、原案を作成の上、各委員に提示をするものとします。なお、最終案は、第6回外部評価委員会 8月16日に予定をしておりますけれども、その場で決定をするという事でございます。あと、ここには書いてございませんが、昨年度、傍聴者が少ないという事もありまして、土日も実施させていただきました。しかし、日曜日に傍聴1名あったきりのようで、あまりそういう側面では、土日に開いたという事の効果がなかったわけでございますが、以後、公募委員の方からは、仕事があるので土日の開催は助かったというご意見もいただきましたので、日曜日は無いですが、今年も土曜日と祝日という事で、班によって開催をさせて頂こうと

思っております。これもまた、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。資料4は以上でございます。

続きまして、資料5に移らせて頂きます。こちらは、外部評価委員会の運営に関する取り決めという事で、内容的には、委員会の公開と傍聴の関係を記載してございます。

まず、2 委員会の公開という事で、委員会は公開するという原則でございます。

次に、4 傍聴の手続きという事で、委員会を傍聴しようとする者は、委員会の開催される30分前までに手続きをしてください。ただ、定員に満たない場合は、開催前まででも大丈夫ですというのが、(1)でございます。(2)につきましては、傍聴券の交付の方法を記載してございます。

2ページにお進み頂きまして、5 傍聴者の定員という事で、傍聴者の定員を10名と規定してございます。

続きまして、3ページにお移り頂きまして10 傍聴者の委員会資料の閲覧でございます。委員長は、委員会を開催するときは、委員会資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。

続きまして、11 報道機関の取扱い、報道関係者は、公開の委員会を傍聴する事ができる、となっております。

次に、12 会議録の作成、委員会終了後、速やかに会議録を作成する。

一つ飛びまして、14 会議録の公開、作成した会議録は確定した後、区ホームページへの掲載及びこうとう情報ステーションにおいて閲覧に供する、という形の取扱いにさせていただきます。

最後に4ページをお開きいただきまして、16 その他事項(1)で、委員を複数の班に分けて委員会を開催する場合、この取り決めに「委員長」とあるものは「班長」に読み替えることとする。このような形で、委員会運営をさせて頂いております。私からは以上でございます。

○委員長 以上の点につきまして、何かご質問はございますか。よろしければ、このような運営をさせていただく事にいたしましょう。

○事務局 傍聴者は、今日いらっしゃいません。

○委員長 はい、わかりました。それでは、議題の4 小委員会の設置ですが、小委員会は先程の要綱第7条に本件がございますが、要するに、評価の原案を作るのが仕事でございます。その小委員会の設置について、おはかりをしたいと思います。小委員会の委員につきましては、ある程度専門的な作業が想定されることから、引き続き評価経験者である

木村委員、藤枝委員、大塚委員及び私の4名に、お任せいただくという事でいかがでしょうか。

それでは、議題5 次に、行政評価システムの概要及び日程等について、議題といたします。事務局よりご説明下さい。

○事務局 それでは、資料の6、7、8、あと参考等を使いまして、行政評価システムの概要及び日程等につきまして、ご説明をさせていただきます事といたします。

まず、資料の6をご参照いただきたいと思います。長期計画と行政評価システムという事で、(1)江東区の計画の体系でございます。基本構想に示された概ね20年後の江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来、水彩都市・江東」の実現を目指し、右記のような計画の体系となっています。その右をご覧くださいますと、ピラミッドの一番上に基本構想がございます。これは、ただ今申し上げましたように、20年後の区の将来像を規定しているもので、21年3月に策定してございます。その下に長期計画ということで、右に書かれてございますけれども、基本構想を具体化するための10か年計画と位置付けられております。基本計画の37の施策からなっております。

また、その中に、主要事業と申す事業を、これを69事業規定してございます。これは何かと申しますと、長期計画実現のための、特に重点的に実施する事業ということで、主要事業を定めております。その下に、各事務事業という事で、約900の事務事業がぶら下がっておりまして、これを見直すことによりまして、長期計画、または基本構想の実現に向かっていくというようなものでございます。

続きまして、(3)長期計画の計画期間は、平成22年度から31年度までの10か年です。また、そのうち26年度までを前期、また、31年度までを後期といたしまして、施策実現に関する指標ですとか、主要事業につきましては、前期の最終年度である平成26年度を目標年度としております。

続きまして、施策の構成でございますが、恐れ入りますが、10ページをご参照いただきたいと思います。こちらの方に、一覧表がございますけれども、そのうち左側の施策の大綱、基本施策と書いてございますのは、基本構想が求めるものでございます。それを実現するために、右にいきまして施策番号1からずっと下に降りて34、プラス、計画の実現に向けてという事で3施策、トータルで37施策が、長期基本計画として、施策として位置づけられているものでございます。例えば、上の方でございますけれども、基本施策の水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成、これを実現するために施策1 水辺と緑のネ

ットワークづくり、あとは身近な緑の育成、このような施策を実施する事によって、実現していきましょというかたちでございます。

恐れ入りますが、また、1ページにお戻りいただきたいと存じます。施策毎に、次に書いてございます現状と課題ですとか、施策が目指す江東区の姿、施策実現に関する指標、2ページにお移りいただきまして、施策を実現するための取り組み、主要事業、このようなものが詰め込まれているものでございます。また、それぞれにつきましては後ほど、ご参照いただければと存じます。

続きまして、3ページにお移りいただきまして、長期計画の施策体系でございます。右の方に図がございますけれども、先程申し上げましたように、施策が34、ここで34ですけれども、プラス3という事で施策がございます。その下に、施策を実現するための取り組み、サブ施策というものが95規定してございます。ちなみに2ページの構成の中では少し見づらいなのですが、右側の方に、目的という事で三つ書かれた欄がございますけれども、これが、サブ施策と位置付けられているものでございます。3ページの方にお戻りいただきまして、下には約900の事務事業がぶら下がっているという事でございます。あくまでも、事務事業の積み上げとして施策が構成されているわけではなくて、施策に事務事業がぶら下がっている、というような認識をしていただければと思います。ですので、その事務事業を見直すことによって、また、取捨選択することによって、施策を実現していくというような位置づけでございます。

続いて8ページまでお移りいただけますでしょうか。外部評価委員会の構成につきましては、先程ご紹介したものをご説明させていただいたものでございます。

続きまして9ページ、評価対象でございます。アスタリスクで書いてございますけれども、2年で全施策の評価を行う。25年度は23年度に外部評価を実施した施策を対象とするという事です。先程の10ページをご参照いただきますと、一番右に、外部評価対象施策ということで、丸印がふってございます。この丸印のふられているところを、今年度皆様方に外部評価をして評価していただくという事でございます。全部で19施策ございます。

続きまして、11ページの方にお移りいただきたいと思います。評価方法でございますが、下の方に、参考の1と参考の2というのが添付されていると思いますが、そちらをご参照いただけますでしょうか。参考1、こちらが施策のシートになってございます。そのまま1番2番と書いてございますけれども、所管課の方で、3-1以下につきまして、こ

のような形で作成をして提出をされます。皆さま方のお手元に、各担当のシートがお配りされていますが、こういう形で所管課の方に依頼をしています。

次に6番、一次評価という事で、こちらで主管部長による評価、これが一次評価にあたるものになります。その下の、囲った中に下線で書いてございます、アスタリスクの2つ目が昨年度と変更させていただいたところです。外部評価対象施策については、外部評価委員が2年前のヒアリングの状況変化等がわかるよう、2年前の施策評価シート記載内容と比較して、修正・追記・削除等を行った部分には下線を引いてください、ということで、変更になったところには下線を引かせていただいております。ですので、2年前とこういう所が変わったというところが、おわかりいただけるかたちでございます。

続きまして、参考2の方でございますけれども、これも、昨年2回目という事で作っている資料でございますけれども、行政評価、二次評価結果に基づいて、その後どのように、所管部として取り組んだかということが分かる資料になってございます。左側の方が23年度、24年度ということで、これは外部評価の結果ではなくて、二次評価の結果としてここに記載してございます。この最終評価に基づきまして、所管課がどのような形でこの2年間取り組んできたかということで、右側の方に、これまでの取り組み状況という事で記載したものでございます。こちらを使いまして、皆さま方に評価をしていただくというところでございます。

また、恐れ入ります、先程の11ページにお戻りいただきまして、スケジュールについては、今度は資料の8をご参照いただけますでしょうか。25年度の外部評価委員会日程6～8月と書いたものでございます。こちらの方が実施方法という形になってございます。本日6月28日、一番上でございますけれども、第1回ガイダンスという事でございます。

1班、2班、3班、1班につきましては、大塚委員、桑田委員、吉田委員、浦田委員ということで、評価経験者、学識経験者、公募区民2名となっております。班ごとに分かれておりまして、それぞれ、右の日時で施策を評価していただくという事でございます。ちなみに、第1班につきましては、第4回7月15日、この日が祝日にあたる訳ですが、1回実施させていただき、2班につきましては、7月27日、10時からと、1時半からという事で、実施をさせて頂こうと思っております。ちなみに昼食を挟みますけれども、昼食につきましては、各自でご用意いただければと考えてございます。

なお、この表には書いてございませんけれども、評価経験者の方には小委員会として、7月23日と8月10日に小委員会を予定してございます。

最後に、この欄の最後にございますけれども、第6回8月16日にまとめの委員会を開く、このようなかたちで予定させていただいております。

恐れ入りますが、先ほどの11ページにお戻りいただきまして、ヒアリング実施方法につきましては、各外部評価に係る、所管部課長とのヒアリングについて行うという事で、今説明したとおりでございます。

なお、次の計画の実現に向けて②・③のみ、全評価経験者委員によるヒアリングを行うという事で、次から次で恐縮でございますが、参考の3をご参照願います。一番最後についております、参考3でございます。A4の紙が付いていると思います。一番下でございます。『計画の実現に向けて』ヒアリング（7月25日）について（案）と書いてございます。計画の実現に向けて②・③は、内部管理的な側面が強いため、長期計画財源確保や、事業手法の効率化取組みといった視点を明確にし、通常の施策に対する外部評価とは異なるスタイルで評価を実施したいと考えてございます。計画の実現に向けて②、スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営。また、計画に実現に向けて③、自律的な区政基盤の確立ということで、委員につきましては、小委員会委員、また、資料につきましては、別途、この施策シート以外に記載の、例えば、江東区行財政改革計画及び実績について、定員適正化について、記載の通りの資料を提出していただきまして、こちらについて、個別評価をしていただければと思っております。

一番下でございますけれども、外部評価シートにつきましても、通常の施策シートに代わりまして、計画を実現するための取り組み、先程のサブ施策にあたるものでございますけれども、それに基づいてご意見をいただきます。2年前も同じようなかたちで実施させていただきましたので、今年度も同様に実施させて頂ければと考えているところでございます。これが参考の3の説明でございます。

また11ページお戻りいただきまして、これも先程の資料と同じで、ご説明したとおりでございます。なお、一番右側に、事務局の担当者という事で、例えば1班で申しますと小菅、工藤という者がおります。班ごとの連絡担当者を決めさせていただいておりますので、様々な連絡は、こちらの担当者のからさせていただこうと思っております。ちなみに、次の13ページをおめくりいただきますと、事務局の連絡先という事で、それぞれメールアドレス等書いてございますので、何かの際は、班ごとにこちらにご連絡をいただければと考えてございます。

12ページにお戻りいただきまして、こちらは、今ご説明した内容が書いてございます。

途中、真ん中あたりの所に、外部評価委員は、基本的には以下の視点に基づき評価を行うということで、外部評価委員の視点というふうに書いてございます。施策の目標に対して成果は上がっているか。区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか。区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か。あとは、23・24年度の行政評価結果を受けて、事業の改善が図られているか。この辺に着目していただいて、ご質問・質疑等をしていただければと考えてございます。

そして、(5) 評価結果の取扱いでございます。こちらにつきましては、資料の7をご参照いただきます。この横長の表でございます。こちらは、スケジュールにもなっておりますけれども、施策評価としまして、上の方が外部評価、下の方が内部評価になってございます。外部評価につきましては、現在6月の所に第1回ガイダンス、これが6月28日でございます。7月に入りまして、班別のヒアリングを行う。並行して小委員会を開きまして、評価結果を調整いたしまして、8月16日に外部評価結果をまとめ、さらに並行いたしまして内部評価を行います。7月の班別のヒアリングの後に、私、企画課長と計画推進担当課長が内部ヒアリングということで、全課に対してヒアリングを行います。その全課に対するヒアリングと、皆様方、外部評価委員会の結果のまとめを受けまして、結果として、施策の二次評価案を作成いたします。それを区内部の経営会議等におきまして、二次評価案を確定いたします。案の確定に基づいて、下の予算編成に反映する。

また、12月に議会で示していきまして、3月に行政評価結果報告を行い、4月に展開の2014を完成させる、このようなかたちで、行政評価のスケジュールは進んでいくといきます。色々飛んで恐縮でございますけれども、行政評価システムと日程等についての説明は以上でございます。

○委員長 何か、ご質問はございますか。

○委員 私、1班を担当させていただきますけれども、事務局担当の小菅さんと工藤さんという方はどなたですか。

○事務局 小菅と申します。よろしく申し上げます。工藤と申します。よろしく申し上げます。

○委員長 では、2班、3班。

○事務局 2班を担当します加納です。よろしく申し上げます。岸上です。よろしく申し上げます。

○事務局 3班を担当します藤田です。よろしくお願いします。3班を担当させていただきます荒川と申します。よろしくお願いします。

○委員長 他にはいかがですか。

○事務局 委員長すいません、1点、説明を漏らしました。参考の4がお配りされているかと思しますので、こちらをご参照いただきます。こちらの方は先程、約900と申しました事務事業の全てを網羅しているものでございます。例えば1ページ目でいきますと、水と緑豊かな地球環境にやさしいまち。大綱。その下に、水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成。これが施策でございまして、その下に、水辺と緑のネットワークづくりということで、37の施策の一つがございまして。それに、ずっと番号がふってございましてけれども、こういう事務事業がぶら下がっているという事でございまして。あくまでも、施策の評価ではございましてけれども、当然その事務事業の見直しですとか、改善、これによりまして、施策を進捗させているという事でございまして、委員の皆様方には、これは非常に有効なツールになるのかなと思っておりますので、外部評価の時には、こちらを参考にさせていただきたいと思っております。例えば、1番の河川公園占用許可事業で申し上げますと、25年度の予算額として6万、24年度の予算額で6万、前年度比の増減費として0、維持ということでございまして。

恐れ入ります、1番最後の65ページを、お開きいただきたいと思っておりますけれども、今改善方法で、維持ですとか、レベルアップですとか、廃止ですとか色々書いてございましてけれども、こちらが改善方向についてでございまして。維持は、金額の増減にかかわらず事業内容を維持する事業です。新規は、25年度からの新規事業です。レベルアップは、成果を向上させるために内容の充実を図る事業です。以下、このようなかたちで記載している項目でございまして。説明は以上でございまして。

○委員長 どうもありがとうございました。他に指摘いただく事はございましてか。

○委員 そうしますと、今説明のありました、これが評価する時の物差しだということになるんですかね。

○事務局 ただ、これはあくまでも事務事業という、一つ一つでございましてので、この事業はどうか、果たして効果はあるのだろうか、というかたちで見ただけであればと思います。

○委員 01、01の次が、なぜ01、03なんですか。

○事務局 01、02に、予算が付いている事務事業がないからです。

○委員 予算のついていない事務事業があるのですか。どのように事業を行うのですか。

○事務局 他の事務事業と一緒に実現させるという事になっています。

○委員長 他にいかがでしょうか。特段ご指摘がなければ、今ご説明頂いたように進めてまいりましょう。どうもありがとうございました。

それでは議題の6 区財政の現状と課題についてご説明下さい。

○事務局 それでは、私の方から資料9に基づきまして、江東区の財政について、概略をご説明させていただきます。区の財政が、家計に例えるとどうなるかという事で、まとめた資料になってございます。区の財政になると、わかりづらいというご指摘がございますので、なるべくわかりやすくご説明をしていきたいと思っております。すでにご承知の方には簡単すぎるかもしれませんが、ご了承いただければと思います。

それでは早速、本題に入らせて頂きます。表紙をおめくりいただきまして、右側の目次をご覧くださいと思います。説明の順番としましては、1として収入と支出とという事で、主に財政状況、収入と支出がどのような状況になっているのか、というのが1点。そして2点目として、預貯金と借金について、お示しをさせていただきます。

そして次の3の、家計は健全かという事で、そういった収入や支出、預貯金や借金の状況を踏まえて、本区の家計は安全なものなのか、という事をまとめてございます。なかなか数字だけをお示ししても、わかりにくいという部分もございますので、そういったものを一定の指標をもって、ご説明いたします。

そして4の、今後の家計と課題という事で、今後、江東区の家計は、どのような課題があるのかという事についてまとめてございます。このような内容で説明させていただきます。

それでは、もう1ページおめくりいただきまして、1ページの上段の、収入の部分から説明したいと思います。25年度当初予算という事で、今年の江東区における歳入、収入状況を円グラフで示してございます。その円グラフの下には、歳入の内訳、それぞれの説明をさせていただきます。まず、見ておわかりの通り、歳入の大きな割合を示しているのが、円グラフでいいますと右上の青の部分、特別区税でございます。これは皆様にお支払いいただいている住民税、区民税がメインとなっております。26%という事は、全体の4分の1を占めているわけですが、逆に言いますと、区民の方に収めて頂いている住民税が、4分の1しかないという事も言えるかと思っております。

次に、円グラフの右下、特別区交付金が、457億円で28%、こちら実は最大比を示

しているのがおわかりいただけるかと思えます。この特別交付金ですが、円グラフの下に、都区財調制度に基づき交付されるお金と書いてございますが、わかりにくいかと思えますので、2ページ上段のQ&Aをご覧くださいと思います。上の特別交付金ってそもそもなんですかと聞いていますが、答えとして下に書いてございます。都区財政制度調整制度に基づく交付金ですとありまして、その下、本来は、一般区市町村が徴収する固定資産税や市町村民税法人分等を都が徴収し、区に配付する制度になっております。簡単に言うと、一般市町村の場合は、固定資産税は市に入るものだけということです。23区の場合は、これは都に入り、そこから区に配付されるというかたちになってございます。このような東京23区特例の制度がございまして、少し財源構成が一般の市とは異なっています。本来ならば、固定資産税を含む財源を様々な行政サービスに充てる事ができますが、東京23区という大都市の特殊性ゆえに、区ではなく都が集めて、その55%が区に配付され、残りの45%が都に入るというシステムを持っています。

そもそも、何故そのようなシステムを持っているかという事ですが、下のQ&Aにあります。一つは今申し上げました、東京が大都市という行政の一体性を確保するという事でございまして、23区内で、行政サービスの質が下がる事が無いように、23区の間で調整するという事でございます。

そしてもう一つは、一般の市であれば、市がやっている消防や上下水道を、23区の場合は東京都がやっているという特殊性があります。この為に、先程申し上げました固定資産税等三つの税について東京都が徴収し、45%を東京都に、残りの55%を区に配付するというかたちになってございます。しかしながら、この部分が、江東区の歳入では、1番大きな部分を占めています。

先程の円グラフにお戻りいただきまして、青の左下ですけれども、国庫支出金、また、黄色の都支出金とありますが、これらはいわゆる、国や都から交付されているお金でございます。国や都からもらっている補助金や負担金です。例えば、区で実施する色々な事業がありますが、それは区が全部支出するわけではございませんので、国や都からお金をもらったり、また本来、国や都が行うべき事業を、区が代わってやったりしているというかたちで、委託金としていただいている場合もございまして、です。左のピンクの部分で繰入金とございますが、基金を取り崩して運用するという事で、簡単に言いますと、貯金を取り崩して、その年の財源に充てていくという事でございまして。

また、左側の上、特別区債とありますが、これは先程申し上げました、いわゆる借金で

ございまして、借用証書を発行して、銀行から借り入れて借金をし、その年の歳入に充てていくというものでございます。

このように見ていくと、税金である特別区税、特別交付金が、本区の歳入の半分以上を占めている、非常に大きな財源となっていることが大きな特徴ですが、これ以外にも、国や都からお金をいただいたり、また、一般の家庭と同じように、預貯金を取り崩したり、借金をしたりして、1年間の予算に充てているという事がおわかり頂けるかと思えます。

次に、その下にある歳入の推移、棒グラフをご覧いただきたいと思えます。平成17年度から、来年度26年度までの見込みを含めて推移を掲載しております。江東区の歳入につきましては、基本的に毎年右肩上がりが増加しているのがご確認できるかと思えます。この理由は、人口が増えているからです。ですので、人口が増加すれば、先程の特別区税や特別区交付金が増加いたしますので、基本的には歳入が増加するという事になります。少し人口についてご説明しますと、棒グラフがある最初の平成17年度は、41万8千人でしたが、平成21年度には、45万5千人、そして今年25年は既に、48万人という事で、この平成17年から見ても、6万人以上増加していることとなります。当然のことながら、人口が増えていくと、予算規模が増えていくのがおわかり頂けるかと思えます。

この棒グラフについて2点ほどご説明いたします。1点目は平成20年度についてですが、平成19年度から大きく伸びています。この年に定額給付金という制度があったことと、有明小中学校を整備するために、いわゆる借金をしたことが非常に大きな要因でございまして。

もう一つは、昨年も申し上げましたが、平成22年度についてでございます。平成21年度と比較して、減となっているのがおわかり頂けるかと思えます。22年度は、青で示している特別区税が416億円という事で、前年21年度の423億円と比べると特別区税が減ってございます。つまり、転入者が増えて人口が増加しているにもかかわらず、納めて頂いている特別区税が前年より下回っているという事で、人口増加が必ずしも税の増加につながらないという事を示しております。不景気で区民の方の所得が増えなければ、当然税金も入ってきませんので、必ずしも、人口増加イコール税収の増加に結びつかないという事も、ここから読み取る事が出来ます。このように、区財政も景気の影響を受けて、収入が変動するのがお分かりいただけるかと思えます。

次に3ページをご覧いただきたいと思えます。こちらは支出についてでございます。支出につきましては、見方が大きく二つございまして、一つは、3ページにあります目的別

で、もう一つは4ページの性質別でございます。

まず、目的別の方からご説明いたしますので、円グラフとその下のイラストをご覧ください。目的別とは簡単に申しますと、業務別とお考え頂ければと思います。役所の業務別に区分した予算の内容でございます。予算科目の場合、款と申しますので、款別という言い方もしています。先に、円グラフの下にあるイラストをご覧くださいと、業務別で構成比の大きい順番に並んでいます。まず、福祉や子育てなどの民生費が43.4%、学校教育や図書館などの教育費が15.5%、防災対策や地域振興などの総務費が13.2%、以下、衛生費、土木費、また、借金の返済に充てます公債費、産業経済費、議会費と続いております。この目的別の3ページのポイントは、民生費の割合が大きいという事でございます。最近、生活保護が非常に話題になっていますが、本区におきましては、この生活保護に要する費用だけで200億円となっております。実に予算の12%を、この生活保護費が占めています。この民生費は、生活保護だけではなく、イラストにもございますとおり、保育園などの子育て保育や、高齢者、障害者の支援に係るものもございまして、今後増加していくことがある程度わかっている分野でございます。ここが一つ大きなポイントです。下の棒グラフでは、その業務別、目的別の予算の内訳を示しています。一番下の青の部分が総務費、次のオレンジが民生費、ピンクが教育費、緑がその他となっております。歳出の大きな割合を占める上位三つを中心に示しています。これを見て頂くとわかるとおり、オレンジ色の民生費は、毎年確実に増加し、前年を上回っていますが、総務費や教育費はそのような現象は起きていません。ですので、生活保護や高齢障害者福祉、また、人口増加に伴い年少人口も増えているため、保育施設整備もこれから増えていくので、どうしても民生費の増加が大きなネックだということが、ここからおわかり頂けるかと思っております。これが目的別です。

次に、4ページの性質別でございます。今度は、この支出の性質に基づいて、区分したものになってございます。円グラフでは、職員給与などの人件費、生活保護費などの扶助費、借金返済に充てる公債費、施設建設などの投資的経費などに分類されています。先ほどの目的別で言うと、保育園の整備は民生費、学校の建設は教育費ですが、同じ施設整備ですので、これらは性質別にすると、投資的経費にくくられます。円グラフ下の④の投資的経費というのは、インフラ等の整備をするための経費で、先程の目的別とは異なり、どのようなものに使ったのかという、使い道で仕分けしたものでございます。このようにして、支出を分けたものが性質別です。

円グラフの下に説明があります、①の職員給与などの人件費、②の生活保護や介護給付等の扶助費、③の公債費、借金の返済に充てる物、これら3つを義務的経費と言います。これらは、法令の規定である程度支出が義務付けられている経費で、基本的に削減するのが困難なものです。おわかり頂けるかと思いますが、予算が厳しいからといって人件費が発生しなかったり、借金の返済をしないという事は出来ないのです、この部分を切ることは困難です。先程の施設整備の投資的経費などとは性質が異なるという事です。

下の性質別の棒グラフをご覧いただくと、義務的経費である①から③、それから投資的経費、その他の⑤、⑥、この三つに区分して推移を示しています。青の義務的経費が増加傾向にあり、この義務的経費の中で、特に赤の扶助費が右肩上がりになっているのがおわかり頂けるかと思いますが、です。この性質別の特徴は、義務的経費、特に扶助費が毎年上がっているということでございます。区の予算の中で、義務的経費の支出が多いと、なかなか独自のサービスをしたり、施設整備をしたりすることが難しくなってくるので、どうしても、財政としては厳しくなっていきます。

3ページの目的別の方では民生費が多いこと、4ページの性質別では扶助費が多くなってきている事が言えるかと思いますが。家計費に例えて言うと、1年の支出のうち、家賃や食費、ローンなどの返済で、どうしても支払わなくてはいけない部分が大きくなり、減らすに減らせない部分が増えてきて、家計を圧迫しているということです。

では次に、5ページをご覧いただきたいと思います。預貯金と借金の状況についてご説明させていただきたいと思います。先程も申し上げましたが、家計でいうところの預貯金が基金にあたります。これは、この説明の3行目に当たりますが、不況になり税収がガクンと落ち込んだ場合に、先程の特別区税や特別区交付金等の歳入が落ち込んでも、区民サービスを低下させることはできないので、預貯金を取り崩して、その不足分を穴埋めして、行政サービスを保つためのものがございます。逆に言うと、景気が良くなって、ある程度税収が多くなれば積立を行い、預貯金をして将来に備えるという側面も持っております。

また、下から3行目の起債ですが、こちらは借金です。国で言えば国債、会社で言えば社債で、借用証書を発行して借金をし、その分を収入に充てる事でございます。この借金の役割は、資料にもございますが、例えば学校の改築など、急に多額の財源が必要になった場合、預貯金を取り崩す事も可能ですが、残高が一気に減ってしまうのを避けるため、ローンを組んで、毎年少しずつ返済することで家計への影響を減らすこととございます。

6ページのQ&Aの方をご覧ください。学校改築などの場合は、現役世代だけでなく、

将来世代も学校を使うので、借金によって、将来世代の方にも負担をお願いして、世代間の公平を図っていく事が、借金の役割になっています。これがいわゆる貯金と借金の内容です。

預貯金と借金の推移は5ページのグラフに示した通りで、折れ線グラフの青が預貯金である基金残高、赤で示した借金残高が起債残高です。平成20年度に、預貯金が借金を非常に大きく上回らして、差引443億円のプラスになっています。しかし、近年では、景気低迷等の影響で、区税収入も落ち込んでいるという事もあり、預貯金を取り崩し、借金も多くなってございます。

なお、5ページの最後の部分に記載があるとおり、今後、生活保護費や保育費などの扶助費の増大、公共施設の改築事業などにより、26年度には、預貯金と借金の差が94億円まで圧縮するという事で見込んでございます。以上が、預貯金と借金です。

次に7ページをご覧ください。これまでは、収入と支出、預貯金と借金についてご説明をいたしました。ここで、江東区の家計は安全なのかという事で、財政の健全性についてご説明いたします。金額だけを見て、財政状況を客観的に判断するのは困難ですので、様々な指標を使って判断しようということでございます。

ここでは、大きく3点ご紹介をさせて頂きたいと思っております。

まずは7ページの、健全化判断比率ですが、地方自治体が、法律により公表を義務付けられている物です。この法律は、平成19年6月に公布をされており、その目的は、自治体の財政破綻を防ぐ事です。【2】の法制定の経緯ですが、皆さんご存知かと思っております、平成18年6月に夕張市が財政破綻をしたのを契機に、法案作りが進み、19年からこの法律が公布されました。【3】の各種判断比率にありますように、地方自治体は、中央の矢印の部分に示されている様に、①の実質赤字比率から、④の将来負担比率まで、4つの指標を公表することが法で決められています。それぞれ何を示すかについては、7ページの下側に記載がありますので、詳しくは後程、お読みいただければと思います。

そして、この取り組むべき比率が、8ページの右上にありますように、一定比率を越えると早期健全化段階、更にひどくなると赤の再生段階になり、国の方から再生基準の策定や、外部監査が義務付けられます。①の、実質赤字比率は、赤字の割合を示したものです。その赤字の割合が11.25%以上になると、黄色い部分に該当し、早期健全化段階になります。さらに、20%以上になると、赤の再生段階になるという区分けになっています。つまり、白であれば健全、黄色であればイエローカード、赤だとレッドカードというふう

にお考え頂ければと思います。

ちなみに、昨年度、総務省の発表によると、23年度決算において、早期健全化段階となっているのは、大阪府泉佐野市、再生段階となっているのは、北海道の夕張市という事で、全国で2団体だけ、いわゆる、イエローカード、レッドカードという事です。

なお、本区につきましては、8ページ下段の23年度決算にあるとおり、そもそも、赤字がないので、数字として出てきません。

次のページ、9ページをご覧ください。経常収支比率という物をお示ししてございます。これは、財政構造の代表的な総合的指標で、10ページにQ&Aがあります。計算式のところをみていただきますと、区民税や特別交付金などの経常的な財源を分母として、それに、人件費や扶助費などの経常的経費がどれ位充当されているかというものです。

つまり、経常的に入ってくる収入に対して、経常経費が出ていく割合がどれ位かという事を示すもので、太字にありますように、毎月の給料のうち、家賃や食費など、毎月かかる経費にどれくらいもっていかれるか、という事を表したものです。分母と分子の差が少ないと、経常収支率が高くなるので、収入から支出として持っている部分が多いため、余裕がないということになります。そうしますと、支出が多く、新たな区民ニーズに対応できなくなり、財政の弾力性がなくなるという事を示してございます。

9ページの上の棒グラフをご覧くださいますと、グラフ下に書いてありますが、この経常収支比率については、70から80%位が望ましいとされております。平成23年度、青の折れ線グラフは84.4%と言う事で、赤の23区平均の86.4%に比べると、まだ低い数字です。しかし、グラフの下にあるとおり、全国の市町村平均90.3%で、70から80が適正と言われつつも、全国は90になっていて、23区よりもこのような厳しい状況になっているという事が、ご理解いただけるかと思います。

指標最後の3番目、9ページから公債費の比率についてです。こちらの10ページの下段のQ&Aに記載していますが、計算式としては、分母として、その地方自治体の標準的狀態で、通常収入が見込まれる一般財源の財政規模に対して、公債費、つまり、借金返済にどれ位当てているかという事です。家計でいうと、毎月給料のどれ位をローン返済に充てているかというものです。当然のことながら、このローンに充てる比率が大きければ大きいほど、財政は硬直化しています。こちらについては、特に適正比率はございませんが、9ページの折れ線グラフを見て頂きますと、平成23年度から公債費率2.5%ということで、23区の5.7%から比べると、まだ低い事がおわかり頂けるかと思います。しか

し、全国的な平均を見ると、折れ線グラフの下にあります、16.4%ということで、厳しいという状況がお分かり頂けるかと思えます。

以上、財政の健全化比率ということで3つの指標をお伝えしました。赤字はなく、23区や全国的平均から比べると、まだ比較的安定している数値と言えらるかと思えますが、先の指標で申し上げましたとおり、景気の動向によって変動するため、安心はできないという考えです。

では、最後に11ページの、4の、今後の家計と課題と言う事で、今後の江東区の家計にどのような課題があるかということで、4点、簡単に説明をさせて頂きたいと思えます。

まず、先程から繰り返していますが、何と言っても人口増です。江東区は、南部地域の開発に伴い、平成17年度頃から、毎年1万人ずつ位人口が増えてございます。今年の6月1日で48万3千人、平成20年6月で45万3千人なので、この5年間だけでも3万人増えています。なお、今後の人口推計では、平成31年には54万人になり、さらに、これから5万7千人増えると見込んでいますので、まだまだ増えると予想しております。この棒グラフの下に、小中学校や認可保育園の状況を示してございますけれども、先程も申し上げましたが、全国的な少子化と逆行し、児童生徒数や、小中学校の数、保育園の数が増加しているのがおわかり頂けるかと思えます。特に認可保育園の、保育園数と入園定員数をご覧いただくと、保育園数を整備して、定員数を増やしているのがおわかり頂けるかと思えます。

平成25年は21年と比較いたしますと、保育園で11園増え、定員で1,136人増えています。今年4月1日現在の待機児童数が416人と、依然解消していないのが現状でございます。

それから、11ページの下段、増加する扶助費への対応という事で、これは先程説明したので説明はしませんが、財政状況として厳しくなっていることがわかります。

3点目は12ページの、今後の改築需要です。こちらは皆さんご存知かと思えますが、江東区に限らず、高度成長期に整備した様々な施設が更新時期を迎えてくるので、それらに経費がかかります。学校や保育園、文化センター等の区の施設が、定期的に大規模改修や改築を行い、メンテナンスを行っていく必要があります。グラフに示してあるとおり、26年度には、普通建事業費が増加する事が予想されており、新設も含めた施設整備への財政需要がますます高まっているところでございます。

最後に、今後の預貯金と借金です。今後の推計ですが、扶助費の増大や、公共施設の改

築事業等により、預貯金と借金の差が、どんどん縮まっているという状況です。預貯金と借金を活用しながら、健全な財政運営を行っていくというのが重要です。単年度の収支だけでは無く、ある程度、長期を見据えた財政運営を図っていく事が必要でございます。先程、家計は安全だと申し上げましたが、ある一定の条件で見れば、多少は余裕があると思うかもしれませんが、江東区としては、このような課題を背負っているという事をご理解いただければと思います。

このような点を踏まえて、今後の外部評価の参考にしていただければと思います。私からは以上でございます。

- 委員長 どうもありがとうございました。それでは、何かご質問等ございますか。
- 委員 民生費の中で、生活保護費の占める割合が大きいということですが、生活保護受給者でも、仕事をする、それを引いた分が支払われると聞きますが、生活保護費は一律ではないのでしょうか。
- 事務局 生活保護は、世帯単位で考えます。世帯の人数によっても、年齢によってもかかる経費等が違います。その家庭の中に、アルバイトなどをして収入があっても、その全額を引いてしまうとやる気をなくしてしまうので、一部を除いたうえで差し引きをするという制度でございます。
- 委員 働いた分を引いた、残りを出すわけではないということですね。
- 事務局 そうです。その方の働いた分を、全額収入にしてしまうと、やる気をそいでまいりますので、一部を差し引いたうえで、その残りの部分を生活保護費として出します。
- 委員 どのような人が、どういう状態で受けているのでしょうか。
- 事務局 昔は母子世帯や、年金をもらえない方が、生活保護に頼らざるを得ないというのが多かったのですが、今は、ひきこもりの方や仕事につけない方が生活保護になっているケースが増加してございます。
- 委員 その辺について何か対策があるのかなと思って、とても考えています。
- 事務局 例えば、なかなか就労につけない方に、区で就労支援事業の一環として履歴書の書き方を指導し、ハローワークに結びつけるような取り組みを行っています。
- 委員長 よろしいですか。他にいかがですか。
- 委員 資料1ページの、円グラフと棒グラフですが、円グラフは、1,651億円という金額ですが、棒グラフの方だと、25年度では1,692億円となっており、金額が違うのはなぜですか。

- 事務局 上の方は、その年の年度当初予算で、ここに補正予算も加わってくるので、決算額は当然増えます。もう1枚前めくって頂いて、目次の下の所、下から3行目にも書いてありますが、23年度までの決算、24年度は補正予算を反映したもの、25年度以降はフレーム額という事で、円グラフと棒グラフで金額が異なっております。
- 委員長 将来部分は計画値ですから、確定的にそうなるかはわかりませんが、当初予算は議会の議決を得て、その部分については確定した予算と言う事ですよ。
- 委員 もう一つ、先程のお話になるかもしれませんが、区では、オリンピック招致に力を入れております。直ちに決定した場合は、国や都からの交付金は増えるのでしょうか、あるいは、行政の支出が増えてしまうのでしょうか。
- 事務局 オリンピックが実際決定した場合は、都の役割、区の役割がございしますが、区がどこまでの役割を担うかはまだ明確ではないので、財政上どうなるかははっきりわかりません。交付金について、当然都からいただく部分もございし、区の一般財源を使ってやらなければならない部分もございします
- 委員 交付金は都から区に入るのですか。
- 事務局 はい、基本的に都から区ですね。
- 委員 とてもわかりやすかったです。私でもわかりました。
- 委員長 他にございせんか。
- 委員 先程の生活保護費の件ですが、何かしらしなければいけないなど、常々思っています。条例で、江東区独自の案を考えてほしいと思います。
- 事務局 生活保護基準自体が、国の法律で決まっておりますので、江東区だけ生活保護を安くするという様な事は出来ません。
- 委員 条例では出来るのですか。
- 委員長 できません。厳密に申しますと、生活保護法という法律と、その法律に基づいて、厚生労働大臣が策定するところの生活保護基準で決まっておりますので、これを条例によって、左右する事は法律では出来ません。多少の節約という事は、区の独自の工夫で出来る事があるかもしれませんが、それは、どんなに大きくても数億円とかですね。つまり、これは義務的経費といわれているように、とにかくしょうがないものです。現在の大きな法制度の仕組みが変わらない限りは、変わらないと考えざるを得ないでしょう。
- 委員 生活保護推進国は、福祉が発展しているイメージですよ。
- 委員長 そうですそうです、もちろんそうです。

- 委員 北欧なんかでは福祉が発展していますが、何か違いがあるのでしょうか。
- 事務局 北欧の方は、消費税が5%とか10%とかいうレベルではなく、非常に税金が高いです。高負担高福祉ですので、一旦高い税金が取られ、その代わり、しっかりした福祉が保障される、そういった考え方に基づいていますね。
- 委員 今日、この鉛筆を見て驚きました。羽ばたく区、ときめく区、新しい区、自立した明日を築く23区、江東区と書いてあるんです。キャッチフレーズも、江東区はすごいなと思いました。
- 委員長 なるほど、お褒めいただきました。
- 委員 生活保護の人達ももう少し働かないと、無理なんじゃないですかね。
- 事務局 先程申しました、生活保護基準で額が決まっています。自立させるのがそもそも目的です。
- 委員長 しかし、年金や医療費と比べると、生活保護費は本当にわずかなものです。つまり生活保護費の節約で、国全体の財政に寄与する部分って極めて小さいのです。生活保護について色々な考えはあるでしょうね。他に何かありますか。
- ちなみに、例年のごとく主管部長が説明をするのですか。
- 事務局 基本はそうでございます。
- 委員長 基本はね。出席できるのは係長以上ですか。
- 事務局 そうですね。
- 委員長 前から申し上げていますが、一般職員に答弁させても良いのではないのでしょうか。担当者レベルで、実際にどういうふうに思っているのかを聞くのは、興味深いことですよね。
- では、他に何かございますか。進め方についてとか、質問とかご希望とか、もしおありでしたらどうぞ。
- 委員長 無いようですので、何か事務連絡がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、2点ございます。まず1点、本日は、非常に膨大な資料をお配りさせていただきました。お持ち帰りの困難な場合は、月曜日になりますけれども、事務局の方から郵送させていただきますので、そのまま置いていただくか、もしくは、職員に申し出していただければと思います。
- また、席上に配付しております謝礼金の方の請求書でございます。住所、氏名が記載されている方は、間違いがないかを確認をしていただいて、ご印鑑を押していただきたいと

思います。また、住所、氏名の記載がない方は、お手数ですが、登録されている口座名義の、住所、氏名をご記入のうえ、押印をお願いいたします。押印いただきましたら、机の上に置いていただければと思います。私からは以上でございます。

○委員長　ありがとうございました。最後に今後の予定ですが、今回は第1班が、7月5日金曜日、午後6時30分集合、7時に開会。第2班が7月9日火曜日、午後6時30分集合、7時開会。第3班が7月3日水曜日、午後6時30分集合、7時開会となりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。今日は、どうもありがとうございました。

— 了 —